

議案第 17 号

向日市立保育所設置条例の一部改正について

向日市立保育所設置条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市立保育所設置条例の一部を改正する条例

向日市立保育所設置条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「（昭和22年法律第164号）」の次に「。以下「法」という。」を、「向日市立保育所」の次に「（以下「保育所」という。）」を加える。

第2条に見出しとして「（名称及び位置）」を付し、同条中「前条により設置する」を削り、「および」を「及び」に改める。

第3条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「必要な」を「申込手続その他の保育の実施に関し必要な」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（保育料）

第3条 保育所に入所している児童（法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入所させた児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の政令で定める額（当該額が61,500円を超えるときは、61,500円）を限度として、規則で定める。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、保育料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

〈参 考〉

向日市立保育所設置条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「法」という。</u>）第35条第3項の規定に基づく児童福祉施設として、向日市立保育所（<u>以下「保育所」という。</u>）を設置する。</p>	<p>_____</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号_____）第35条第3項の規定に基づく児童福祉施設として、向日市立保育所_____を設置する。</p>
<p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 _____保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p>	<p>_____</p> <p>第2条 <u>前条により設置する</u>保育所の名称および位置は、別表のとおりとする。</p>
<p><u>(保育料)</u></p> <p>第3条 <u>保育所に入所している児童（法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入所させた児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号の政令で定める額（当該額が61,500円を超えるときは、61,500円）を限度として、規則で定める。</u></p> <p>3 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、保育料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p><u>(委任)</u></p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、<u>申込手続その他の保育の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>_____</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、<u>必要な_____事項は、市長が別に定める。</u></p>